

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED]
同代理人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人から平成 26 年 1 月 29 日付けで提起された、生活保護法第 63 条の規定による費用返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

新潟市西福祉事務所長が平成 25 年 12 月 3 日付け新西保第 645 号により行った生活保護法第 63 条の規定による 1,270,844 円の費用返還決定処分のうち、1,100,584 円を超える部分を取り消す。

不服の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の要旨は、新潟市西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、平成 25 年 12 月 3 日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）第 63 条の規定による費用返還決定処分（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものであり、その理由は次のとおりである。

請求人は平成 18 年 12 月 10 日に交通事故に遭ったが、平成 25 年 2 月 27 日に和解が成立し、同年 4 月 4 日に和解金 600 万円を受領した。これにより、資力があるにもかかわらず保護を受けたとして、和解成立時から平成 25 年 7 月までの保護費約 127 万円について、原処分を受けたが、以下の理由により原処分は誤りである。

- 1 和解が成立した平成 25 年 2 月 27 日時点では、和解金が支払われるかどうかはわからぬ上、和解金は手元になく現実化していない。資力発生日は和解

金を受領した4月4日とすべきであり、2月27日時点からの保護費の返還は誤りである。

- 2 返還を求められている額の多くは医療扶助費であり、これは請求人が平成25年5月8日から8月12日まで入院していたことによるものであるが、これは、処分庁が、和解金により保護費の返還が予定されることがわかっていながら、保護を継続し、医療費10割負担の状態を継続していたことが原因である。処分庁が早期に適切な説明により保護停止とし、国民健康保険に切り替えていたら、多額の返還はなかったものであるから、返還額の拡大は処分庁の怠慢が影響したものであり、請求人に多額の返還を求められる理由がない。

裁決の理由

1 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 法第63条による費用返還にかかる資力の発生時点の考え方について、請求人は、和解の成立日ではなく支払日と主張するが、損害賠償請求権は、単なる可能性のようなものでは足りず、それが確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。

すなわち、訴訟で争われている場合は裁判が確定した日又は和解が成立した時点で損害賠償請求権が客観的に確実性を有することとなることから、本件については和解成立日を資力の発生日と解することが妥当である。

- (2) 和解金により保護費の返還が予定されることがわかっていながら、保護を継続したとの主張について、請求人からは和解金の入金後にその旨の連絡があったが、請求人の病気治療を考慮したため、和解金の内容の確認や保護の要否の判断ができなかったものである。

その後、可能となった時点で和解金の内容等を調査し、保護廃止等の判断を行ったものであり、返還額の拡大は、処分庁の怠慢によるものではない。したがって、原処分には違法性はない。

2 請求人の反論

請求人の反論の要旨は、次のとおりである

- (1) 和解が成立すれば、「損害賠償請求権が客観的に確実性を有する」ことになるが、それは、あくまでも「請求権」の話しであり、その請求権に基づいて、実際に損害賠償金を支払ってもらえるかどうかは、別の話しであり、資力の発生日は、和解金を請求人が手にした、平成25年4月4日と解すべきである。

(2) 和解が成立してから処分庁は、平成 25 年 3 月末以降、請求人が必要書類を準備していたにも関わらず、漫然と放置していたものである。

また、請求人は 5 月に入院した際も必要書類は持参していたにも関わらず、処分庁は、病院を訪問することはなく、審査請求人において、新潟市議会議員に返還の件について掛け合ってもらうまでは、特段の対応はなかったものである。

処分庁には、請求人に対して返還について、適切な説明を行わず、漫然と保護費を支給し続け、返還額を増大させた違法がある。

3 争点

審査請求書、弁明書、及び反論書から本件審査請求の争点を要約すれば、次のとおりである。

交通事故の和解金受領により収入が発生したとして、処分庁が行った法第 63 条の規定による生活保護費の費用返還処分につき、

- (1) 請求人の資力の発生時点はいつか。
- (2) 費用返還処分は適正だったか。
- (3) 返還決定額は適正か。

4 審査庁の認定事実

処分庁から提出のあった弁明書、ケース記録などの書類から、次の事実が認められる。

(1) 和解金受領までの経緯

ア 平成 18 年 12 月 10 日

請求人は自動車同乗中に他の自動車との接触事故に遭遇

イ 平成 22 年 8 月 31 日

請求人は、新潟市西区で生活保護開始となる

ウ 平成 25 年 2 月 27 日

交通事故の和解が成立

エ 同年 4 月 4 日

和解金を受領

(2) 和解金受領から保護廃止までの経緯

ア 平成 25 年 4 月

請求人からの電話で和解金の入金があった旨を確認したが、請求人の病状の悪化が認められたため、返還金に関する具体的な説明はせず、速やかに収入申告をすることや返還金が発生すること、体調安定後に連絡することについて伝えた。

イ 同年 5 月 1 日

請求人から、5月8日より病気のため[]病院へ2か月から3か月入院する旨の電話がある。処分庁担当者は、入院期間が1か月を超える場合の保護費の取扱い等について説明をしようとしたが、請求人は、現在はそのような話を理解する余裕がないとのことで、返還金の話も含め、詳細な説明はしていない。

その後、7月12日に新潟市議会議員が処分庁へ来庁し、請求人の保護費の返還について相談があるまでは、請求人から連絡はなく、また、処分庁からも特段返還の手續等について、説明を行うことはなかった。

ウ 同年7月22日

処分庁担当者が、[]病院を訪問し、請求人と面接し、和解金の関係書類を受領し、返還の手續きについて説明を行った。

エ 同年8月8日

処分庁担当者が、再度[]病院を訪問し、請求人と面接する。

(3) 保護廃止処分

最低生活費102,755円に対し、収入認定額として、障害厚生年金月額49,158円及び和解金として5,054,465円（弁護士、医師の報酬控除後）計5,103,623円となり、6か月以上最低生活費を上回ることが確実であることから、処分庁は、同年9月26日に同年8月1日付けでの保護廃止処分を決定した。

(4) 処分庁は、同年11月29日付けで法第63条の規定による費用返還処分を決定した。

ア	和解金額	6,000,000円	
イ	必要経費	945,535円	(弁護士と主治医への報酬等)
ウ	受領額	5,054,465円	(ア-イ)
エ	他控除	8,000円	(※次官通知第8-3-8-(2)-エ-(イ))
オ	自立更生費	169,500円	
カ	返還対象額	4,876,965円	(ウ-エ-オ)
キ	扶助費支給額	1,270,084円	
			(平成25年2月27日～平成25年7月31日)
ク	返還決定額	1,270,844円	(カ>キ → キ)

※ 生活保護法による保護の実施要領について
(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。
以下「次官通知」という。)

(5) 請求人は、平成26年1月29日付けで審査請求を提起した。

5 審査庁の判断

(1) 請求人の資力の発生時点はいつか。

自動車事故により損害賠償金が支給された場合の資力の発生時点については、債権が財産であることが明らかであることからとすると、原則として被害者が損害賠償請求権を取得する加害行為の発生時点を資力の発生時点ととらえるべきである。ただし、本件においては、損害賠償額について争いがあったことから、賠償額が確定した訴訟の和解日とすることが適当である。

これは、賠償額が確定しない状況では被害者が損害賠償請求権を行使することができず、債権が具体化しているとはいえないが、和解成立後は、賠償額が確定しており、回収可能な債権として具体化しているからである。

なお、請求人は、平成 25 年 2 月 27 日の和解成立時点では和解金が実際に支払われるか不明であり、現実化していないとして、資力発生日は和解金受領日とすべきであると主張しているが、費用返還処分は、現実収入を得たあとに行われるものであり、和解金を受け取っていない時点で処分がなされることはない。資力発生日をいつにするかというのは、どの時点まで遡るべきかという問題であり、現金として手元に有していないことをもって資力の発生を否定する理由とはならない。また、請求人が主張する和解金の受領日を資力の発生日とした場合、賠償額が確定しているにも関わらず、返還額を少なくさせることを目的として、意図的に受領日を遅らせるなどの作為も可能となることから妥当ではない。(この点については、「生活保護問答集について(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)」(以下「問答集」という。)問 13 - 6 (1)及び(3)に同様の考え方が示されている。)

したがって、処分庁が和解日である平成 25 年 2 月 27 日から法第 63 条に定める返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うことは妥当である。

(2) 費用返還処分は適正だったか。

ア 処分庁の処理について

4 (2) 記載のとおり、請求人が平成 25 年 5 月 8 日に入院した後、処分庁は、請求人の体調を考慮して、7 月中旬までの約 2 か月半程度、請求人に対して費用の返還についての説明を行わなかったことについては、請求人の反論のとおり、入院中も何らかの対応を行っていれば、保護廃止決定が早まり、国民健康保険への切り替えができ、ひいては返還額も少なくて来たということは一つの仮定として成立するものの、請求人が入院期間が 2 か月から 3 か月であり、入院時に保護費の説明を理解する余裕がないと

処分庁に話している事実等を考慮すると、処分庁が請求人の体調を考慮して、返還手続等の説明を一時保留することについては、合理的な理由があり、請求人の入院中に、処分庁が、保護費返還の説明をしなかったことをもって直ちに原処分が違法又は不当であったと判断することはできない。

イ 保護決定処分の違法性の承継について

請求人は、原処分の取消しを求める根拠を当該処分に先行して行われた保護廃止決定処分の違法性に求めているが、一般的に先行行政処分の違法性は後続行政処分に承継されないと解するのが適当であり、それについては、最高裁判所は次のとおり判示している。

「ある行政行為について処分性を肯定するということは、その行政行為がいわゆる公定力を有するものであるとすることを意味する。すなわち、正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは、その行政処分は、適法であるとの推定を受け、処分の相手方はもちろん、第三者も他の国家机关もその効力を否定することができないのである。そして、このことがいわゆる違法性の承継の有無を左右することになる。すなわち、先行する行政行為があり、これを前提として後行の行政処分がされた場合には、後行行政行為の取消訴訟において先行行為の違法を理由とすることができるかどうかの問題となるが、一般に、先行行為が公定力を有するものでないときはこれが許されるのに対し、先行行為が公定力を有する行政処分であるときは、その公定力が排除されない限り、原則として、先行行為の違法性は後行行為に承継されず、これが許されないと解されている（例外的に違法性の承継が認められるのは、先行の行政処分と後行の行政処分が連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているような場合である）」（最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁）

本件に照らし合わせてみると、平成25年9月26日付けでなされた保護廃止決定処分については、請求人が廃止決定を知った日から60日以内に審査請求を提起しなかったことにより、当該処分の取消しを求めることができない以上、後行処分である原処分の取消しの根拠として先行処分である保護廃止決定処分の違法性を主張することはできないものと解することが適当である。なお、費用返還処分は、保護廃止決定とは全く別個に決定できる処分であり、上記最高裁判所判決にあるような例外的に違法性の承継を認める処分には該当しないものと解するのが適当である。

(3) 返還決定額は適正か。

法第63条に基づく費用返還においては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還すべきものであるが、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、

例外的に、本来の要返還額から一部又は全部を控除して返還額を決定する取扱いができると解される（問答集問 13-5（2）にも同様の見解が示されている。）

そして、自立更生に資するための控除額（以下「自立更生費」という。）については、地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度の範囲内で、保護の実施機関が判断し、決定することとなる。

処分庁が平成 25 年 11 月 29 日付けで行った原処分においては、1,270,084 円を返還額としているが、ここで言う「本来の要返還額」とは、下記算出図における和解金額から必要経費や収入認定上の控除額を控除した後の額

（オ）と扶助費支給額（カ）を比較して、決定するものであり、本件においては、扶助費支給額より返還対象額（必要経費や控除額を控除後の額）が大きいため（オ>カ）、本来の要返還額は扶助費支給額の全額（カ）となるが、その額（カ）から自立更生費（キ）を控除した後の金額が最終的な返還決定額（ク）となるものである。したがって、本件において請求人が返還すべき金額は、1,100,584 円である。

しかし、処分庁の返還決定通知では、審査庁が本裁決書の 4（4）で認定したとおり、返還対象額（上記 4（4）カ）と扶助費支給額（上記 4（4）キ）との比較をし、本来の要返還額を決定する前に自立更生費（上記 4（4）オ）を控除している。返還対象額（上記 4（4）カ）は、既に自立更生費が控除された後の額となっている。

処分庁の算出方法は、本来の要返還額から自立更生費を控除しておらず、特に本件のような扶助費支給額より返還対象額が大きい場合（上記 4（4）カ>上記 4（4）キ）でかつ、自立更生費が少額の場合においては、自立更生費を控除しても最終的な返還額が変わらず、控除の効果が全く及ばない事態が生じることとなった。

したがって、処分庁が行った 1,270,844 円の費用返還決定処分のうち、1,100,584 円を超える部分、すなわち 170,260 円については誤りであり、違法であるといわざるを得ない。

（審査庁が判断した算出方法による本件の費用返還額の算出表）

ア	和解金額	6,000,000 円	
イ	必要経費	945,535 円	（弁護士と主治医への報酬等）
ウ	受領額	5,054,465 円	（ア－イ）
エ	他控除	8,000 円	（次第 8-3-8-(2)-エ-(1)）
オ	返還対象額	5,046,465 円	（ウ－エ）
カ	扶助費支給額	1,270,084 円	

(平成 25 年 2 月 27 日～平成 25 年 7 月 31 日)

キ	自立更生費	169,500 円
ク	返還決定額	1,100,584 円 (オ>カ → カーキ)

6 結論

以上のことから、原処分の費用返還額の算定に誤りが認められることから、適正な返還額である 1,100,584 円を超える部分 (170,260 円) は違法であり、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 40 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 9 月 29 日

新潟県知事 泉田 裕彦



(付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内 (裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内) に、この裁決の前提となる処分をした市を被告として (訴訟においては市を代表する者は市長となります。) 処分の取り消しの訴えを、あるいは新潟県を被告 (訴訟においては知事が被告の代表者となります。) として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消しの訴えを提起することができます。